平成２２年（フ）第２２２号
福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地の７
市営住宅992
債務者　足立　幸貴
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７８０号
埼玉県入間郡毛呂山町南台５丁目28番地７ヤポーネ長瀬101号
債務者　平馬廣市郎
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１０号
埼玉県所沢市宮本町２丁目23番11号　スプリングハイツ202、前住所埼玉県所沢市所沢新町2521番地の６　グリーンビレッジ201
債務者　菱沼　光洋
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１３号
埼玉県所沢市宮本町２丁目８番２号
債務者　杉本　真紀
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４１号
埼玉県川越市大字下広谷487番地１　グリーン56―205号室
債務者　喜友名利加
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８５２号
埼玉県川越市今成４丁目５番地17、前住所神奈川県川崎市多摩区東三田２丁目14番26―504号　ダイアパレス向ヶ丘遊園Ⅱ
債務者　仲宗根　薫
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８５３号
埼玉県所沢市大字北秋津1167番地の８　ヴァンベール所沢106
債務者　千葉　正幸（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８６０号
埼玉県狭山市大字水野826番地の６
債務者　北野　礼子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８７２号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目32番24号　坂口ハイツ103
債務者　栗須　政男
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８７３号
埼玉県狭山市大字南入曽1027番地の１　センチュリーガーデン入曽319
債務者　工藤　香織
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８８０号
埼玉県入間市春日町１丁目11番51号
債務者　清水　雅裕
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４１号
新潟市西蒲区上小吉1735番地５
債務者　渡邉　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１８号
新潟県五泉市緑町４番17号
債務者　馬場　教子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２５号
新潟市中央区万代２丁目４番15号　1003号
債務者　梅沢梅太郎
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３９号
新潟市秋葉区草水町２丁目３番15号
債務者　田村ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４４号
新潟市中央区幸町２番５号　コーポ上和１―D
債務者　鈴木　　学
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
京都府亀岡市千代川町今津１丁目９番７号
債務者　清水　明浩
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係